

古い消火器を無料で 回収すると訪問され…



新しい商品を契約。解約できるか？

『「**使用期限が切れているから今が取り換え時です**」と言われた。業者が勧める商品は重くて持ち上げられないので「**息子に相談したい**」と言っても聞き入れられず強引に**契約させられたが、解約したい**』との相談が入りました。**訪問販売なのでクーリング・オフが適用**になります。契約から**8日以上**たっていましたが、**契約書面が交付されていなかった**為、**クーリング・オフ**することができました。

トラブルは早めに 札幌市消費者センター(728-2121)へ